

人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 6 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会

目 次

第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	6
(1) 職員定数および現員	6
(2) 組織	6
(3) 事務分掌	6
(4) 平成26年度予算	7
3 人事委員会規則等の制定・改廃	8
(1) 規則	8
(2) 訓令	10
(3) 告示	10
4 条例案に対する意見	11
5 諸会議等	13

第2 任用関係事務

1 競争試験	14
(1) 試験の日程	14
(2) 試験区分および採用予定人員	14
(3) 受験資格および試験方法	15
(4) 試験の実施状況	17
2 身体障害者を対象とした職員採用試験	20
(1) 試験の日程	20
(2) 受験資格および試験方法	20
(3) 試験の実施状況	20
3 採用選考	21
4 昇任選考	22

第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	23
(1) 職員給与等実態調査	23
(2) 職種別民間給与実態調査	33
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	38
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	39

2	給与改定等の概要	4 5
(1)	改定の内容	4 5
(2)	実施時期	4 5
3	給与の減額	4 5
4	給与に関する承認	4 6
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	4 7
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	4 8
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	4 9
2	不利益処分に関する不服申立て	4 9
3	職員からの苦情相談	4 9
4	職員団体の登録	5 0
5	管理職員等の範囲の指定	5 1
(1)	本 庁	5 1
(2)	出先機関	5 1
6	公平審査事務の受託	5 2
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	5 3
2	職権行使の状況	5 4
(1)	事業所調査	5 4
(2)	ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	5 4

第1 組織および運営

1 人事委員会

(1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	宮崎君武	昭15. 3. 9	平14. 8. 4 ～ 平26. 8. 3	(現) 大津板紙(株)代表取締役社長 (元) 滋賀県商工会議所連合会会長 平22. 8. 4 再任 平25. 7. 29 委員長就任
	益川教雄	昭24. 1. 2	平25. 7. 29 ～ 平29. 7. 28	(現) 弁護士 平26. 8. 4 委員長就任
委員	西原節子	昭25. 4. 6	平25. 12. 26 ～ 平27. 12. 25	(元) 県民文化生活部管理監
委員	桂賢	昭19. 6. 12	平26. 8. 4 ～ 平30. 8. 3	(現) 日本ガラスロニクス(株) 取締役会長 (現) 滋賀県経済同友会 特別幹事

(2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成26年 4月17日	<p>〈協議事項〉</p> <p>1 平成26年度行事予定について</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 採用候補者名簿の失効について (1) 平成24年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級-特別募集-) 2 平成25年度職員の苦情相談処理報告について</p>
5月 1日	<p>〈審議事項〉</p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について (1) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 2 職員採用試験公告について (1) 平成26年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告案 (2) 平成26年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)公告案 (3) 平成26年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案 (4) 平成26年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告案</p> <p>〈報告事項〉</p> <p>1 平成26年職種別民間給与実態調査について 2 平成25年度各種採用試験実施結果について</p>

開催期日	議 題
6月 2日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例案 (2) 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について
6月 5日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の制定および一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の配偶者同行休業に関する規則案 (2) 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案 (3) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案
6月19日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立て事案の裁決について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年(不)第1号懲戒処分取消請求事案 <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給与制度の総合的見直しについて
8月 2日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性A、女性A) <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿(男性A、女性A) 2 職員の懲戒処分について
8月 4日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選挙について
8月19日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級) <p>〈協議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県職員採用候補者名簿(上級) 2 人事院勧告の内容について

開催期日	議 題
9月10日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の昇任選考について 2 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 <p>〈協議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について
9月18日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案 <p>〈協議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員等採用試験の申込み状況について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度） (2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験 (3) 身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験
9月25日	<p>〈協議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について
10月6日	<p>〈協議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月17日	<p>〈協議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月29日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会告示の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部を改正する告示案 2 平成26年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集－の実施について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（土木）－公告案 (2) 平成26年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－に係る評定基準案 3 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成26年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成26年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 <p>〈報告事案〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成25年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成25年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 平成26年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について

開催期日	議 題
12月 3日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案 (3) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (4) 滋賀県教育委員会委員長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿 (男性A-2、女性A-2、男性B、女性B) <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿 (男性A-2、女性A-2、男性B、女性B) 2 職員の懲戒処分について
12月25日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案 (6) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（土木）－の申込み状況について 2 職員の懲戒処分について
1月28日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B） 3 滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準の一部改正について 4 不利益処分に係る不服申立ての受理について <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B） 2 職員の懲戒処分について
2月 5日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集－） <p>〈報告事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級－特別募集－） 2 平成27年度滋賀県職員等採用試験の実施計画について

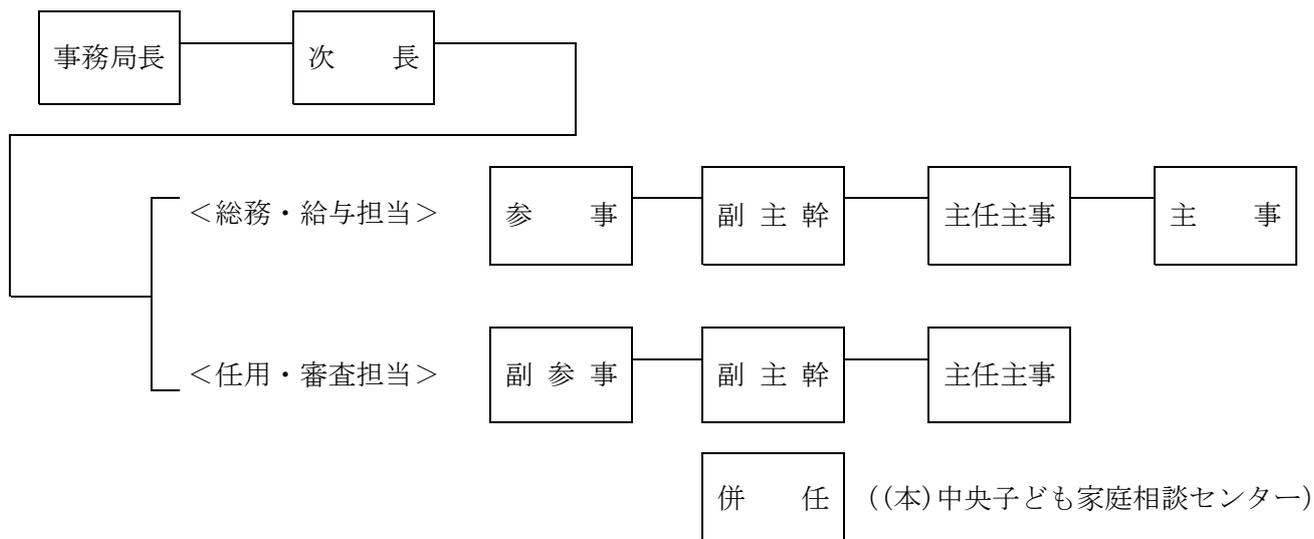
開催期日	議 題
2月18日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 (3) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案 2 平成27年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度第1回滋賀県警察官(A)採用試験公告案 (2) 平成27年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験公告案 (3) 平成27年度滋賀県警察官(B)採用試験公告案
2月24日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 4 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準の一部改正について
3月24日	<p>〈審議事項〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 事務局職員の昇任の選考請求について 3 職員の昇任選考について 4 人事委員会規則の制定および一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (3) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (6) 特別の事情による給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則案 (7) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則案 (8) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (9) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (10) 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案 (11) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則案 (12) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案 (13) 職員に単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案 (14) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (15) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (16) 職員の寒冷地手当の支給に関する規則を廃止する規則案 (17) 滋賀県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則案 (18) 教職調整額の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (19) 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (20) 定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (21) 義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (22) 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (23) 滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案 5 人事委員会訓令の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正案 (2) 滋賀県人事委員会事務専決規程の一部改正案 6 事務局職員の人事について

2 事務局

(1) 職員定数および現員

定 数	現 員			併任職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計		
10人	1人	8人	9人	1人	1人

(2) 組 織



(3) 事務分掌

担 当	分 掌 事 務
総務・給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会議に関する事。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。 3 公印の管守に関する事。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。 8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。 9 職員に対する給与の支払い監理に関する事。 10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。 2 職階制に関する計画の立案および実施に関する事。 3 職員の研修および勤務成績の評定に関する総合的企画に関する事。 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。 5 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する審査および措置に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 職員団体に関する事。

(4) 平成26年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	—	6,660
	委員会運営費	8,302	△675	7,627
	計	14,962	△675	14,287
事務局費	職員費	78,722	△803	77,919
	事務局運営費	537	△87	450
	計	79,259	△890	78,369
合計		94,221	△1,565	92,656

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費		14,962	△675	14,287
			報酬	6,660	—	6,660
			共済費	134	△5	129
			賃金	885	△25	860
			旅費	1,284	△349	935
			交際費	20	—	20
			需用費	2,379	△415	1,964
			役務費	624	△121	503
			委託料	563	280	843
			使用料及び賃借料	519	△27	492
		負担金補助及び交付金	1,894	△13	1,881	
		事務局費		79,259	△890	78,369
			給料	38,063	△865	37,198
			職員手当等	26,557	431	26,988
			共済費	14,102	△369	13,733
			旅費	38	△7	31
			需用費	496	△80	416
			役務費	3	—	3

3 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平26 4	平26. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
5	平26. 4. 1	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
6	平26. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県社会福祉事業団の合併および名称変更に伴い、所要の改正を行った。 ・ 公益法人制度改革における公益性の認定を受けた団体の名称変更等に伴い、所要の改正を行った。 ・ 職員の派遣先団体に地方公共団体金融機構および公立学校共済組合を加えることに伴い、所要の改正を行った。
7	平26. 4. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
8	平26. 4. 1	職員の給与の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	平成18年度の給料の切替えに伴う経過措置（現給保障）の段階的廃止に伴い、権衡職員として平成18年度改正条例・改正学校職員条例による差額支給を行っている職員についても所要の改正を行った。
9	平26. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与条例、学校職員給与条例の一部改正により、高齢層職員（55歳を超える職員）については、その者の勤務成績が特に優秀である場合に限り行うこととされたことから、昇給の基準となる号給数について所要の改正を行った。 ・ 高位の号給からの昇格について、昇格の際の号給設定を現行より下位の号給となるよう、昇格時号給対応表の改正を行った。
10	平26. 4. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
11	平26. 4. 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、公害調査等業務手当、放射線取扱手当、毒物および劇物取扱手当、災害応急等作業手当および特殊現場作業手当の支給対象機関について、所要の改正を行った。
12	平26. 4. 1	定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	夜間定時制課程と昼間定時制課程を併置する県立の高等学校に勤務する教員の定時制通信教育手当の支給割合について、その月の主たる勤務によることとするため、所要の改正を行った。
13	平26. 4. 1	義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	定時制通信教育手当の支給に関する規則の改正に伴い、当該手当と併給される場合の調整について定めた規定について、所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
1 4	平26. 5. 14	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
1 5	平26. 5. 14	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益法人制度改革における公益性の認定を受けた団体の名称変更等に伴い、所要の改正を行った。
1 6	平26. 5. 14	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	防衛医科大学校に看護学科（4年制）が設置されたことに伴い、学歴免許等の資格区分を定めた別表第2について所要の改正を行った。
1 7	平26. 6. 11	職員の配偶者同行休業に関する規則	滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、職員が配偶者同行休業を始めようとする場合に必要の手続等について定めた。
1 8	平26. 6. 11	滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	配偶者同行休業制度の導入に伴い改正が必要となる関係規則について所要の改正を行った。
1 9	平26. 6. 11	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	調整数を定めた別表について所要の改正を行った。
2 0	平26. 9. 19	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
2 1	平26. 12. 26	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	給与条例、学校職員給与条例の一部改正による、平成26年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時の号給対応関係について所要の改正を行った。
2 2	平26. 12. 26	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	給与条例、学校職員給与条例の一部改正による、平成26年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、調整基本額について所要の改正を行った。
2 3	平26. 12. 26	職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正による、平成26年4月1日から適用される医療職(1)給料表の改定に伴い、医師および歯科医師の初任給調整手当に係る、職員別および支給期間別の手当額について所要の改正を行った。
2 4	平26. 12. 26	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成26年4月1日からの地域手当の支給割合を、人事委員会報告のとおり引き上げた。
2 5	平26. 12. 26	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例、学校職員給与条例の一部改正により、自動車を使用して通勤する職員に対する支給月額の限度額が引き上げられたことに伴い、その使用距離に応じた支給月額を人事委員会報告のとおり改正した。
2 6	平26. 12. 26	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例、学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。

平27 1	平27. 2. 4	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	各土木事務所に「地域調整監」が設置されたことに伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
2	平27. 2. 4	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	各土木事務所に「地域調整監」が設置されたことに伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
3	平27. 2. 4	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	各土木事務所に「地域調整監」が設置されたことに伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
4	平27. 3. 17	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。

(2) 訓 令

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平26 1	平26. 4. 1	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平26. 4. 1	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。

(3) 告 示

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平26 1	平26. 4. 1	給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平26. 11. 4	職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正	病院事業庁において配偶者同行休業代替任期付職員の採用を開始することに伴い、当該任期付職員に係る採用選考の実施権限を病院事業庁長に委任するための所要の改正を行った。

4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平26. 6. 2	滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例案	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定める条例を制定するとともに、関係条例について所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、教員特殊業務手当について、義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、手当額の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平26. 9. 18	滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案	この条例案による、滋賀県職員退職手当条例の一部改正については、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平26. 12. 3	滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案のうち滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正および滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、本委員会が本年10月17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に影響を及ぼすことから、現行の退職手当の支給水準の範囲内で国に準じて退職手当の調整額の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	これらの条例案は、本委員会が本年10月17日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	

平27. 2. 18	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	この条例案による、滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	この条例案による、滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長と教育長とを一本化した新教育長が設置されることとなったことから、所要の改正を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、子どもを安心して育てることができる環境の整備が求められる中、職員の仕事と家庭の両立を支援する観点から、育児時間休暇の取得期間を延長しようとするものであり、適当なものと認めます。

5 諸会議等

平成26年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平26. 4. 11	警察官採用共同試験事務担当者会議	兵 庫 県
4. 10～11	職種別民間給与実態調査説明会	東 京 都
5. 16	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	大 阪 府
5. 29	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	京 都 府
6. 20	第122回全国人事委員会連合会総会	東 京 都
8. 8	人事院勧告説明会	東 京 都
8. 26	全国人事委員会事務局長会議	東 京 都
9. 9	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	奈 良 県
9. 17	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	滋 賀 県
10. 29	民調要望検討会議	大 阪 府
11. 14	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	滋 賀 県
平27. 1. 9	近畿人事委員会協議会委員長意見交換会	大 阪 府
2. 3	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	奈 良 県
2. 5	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	兵 庫 県
2. 13	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	和歌山市
2. 27	近畿人事委員会協議会労基事務研究会	大 阪 府

※第57回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会（平26.7.10～7.11 浜松市）は、台風8号の影響により中止された。

第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 26 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

1 競争試験

(1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平26. 5. 7	平26. 5. 12～6. 2 (郵送・持参) 平26. 5. 12～5. 30 (インターネット)	平26. 6. 22 7. 5～7. 9	平26. 7. 27、 7. 30～7. 31 8. 2～8. 3	平26. 8. 19
上級試験 (大学卒業程度) -特別募集・土木-	平26. 11. 4	平26. 11. 25～12. 24 (持参・インターネット) 平26. 11. 25～12. 22 (郵送)	平27. 1. 10	平27. 1. 25	平27. 2. 5
初級試験 (高校卒業程度)	平26. 5. 7	平26. 8. 1～9. 10 (郵送・持参 ・インターネット)	平26. 9. 28	平26. 10. 11 10. 13	平26. 10. 29
第一回警察官 男性A・女性A	平26. 2. 24	平26. 3. 14～4. 21 (郵送・持参) 平26. 3. 14～4. 18 (インターネット)	平26. 5. 11	平26. 6. 2～6. 5 7. 25～7. 28	平26. 8. 2
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	平26. 2. 24	平26. 8. 1～8. 31 (郵送・持参) 平26. 8. 1～8. 28 (インターネット)	平26. 9. 21	平26. 10. 15、10. 17 11. 20～11. 21	平26. 12. 3
小・中学校 事務職員	平26. 5. 7	平26. 8. 1～9. 10 (郵送・持参 ・インターネット)	平26. 9. 28	平26. 10. 11 10. 13	平26. 10. 29

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政	60人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	2人程度	
	警察事務	4人程度		警察事務	1人程度	
	環境行政	2人程度	警察官	県内	第一回 男性A	40人程度
	化学	4人程度			女性A	10人程度
	農業	5人程度		第二回	男性A	10人程度
	林業	3人程度			女性A	3人程度
	水産	1人程度		男性B	12人程度	
	建築	2人程度		女性B	3人程度	
	総合土木	20人程度		県外	A	若干人
					B	若干人
上級試験 (大学卒業程度) -特別募集・土木-	土木	5人程度	小・中学校事務職員	—	5人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>○ア 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者および平成27年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 45問中40問選択 120分 ・ 専門試験(大学卒業程度) 択一式 (総合土木以外の試験区分) 40問 120分 (総合土木) 45問中40問選択 120分 ・ 口述試験 個別面接 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査 <p><特別募集・土木></p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 専門試験 択一式 30問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査
初級試験	<p>○ 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作文試験 90分 ・ 口述試験 集団討論 個別面接 ・ 適性検査

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法
警察官	第一回	男性 A ○ 昭和59年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成27年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和59年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成27年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	第二回	男性 A ○ 昭和59年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成27年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
	女性 A ○ 昭和59年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成27年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	男性 B ○ 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成27年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈 反復横とび、20mシャトルラン、立ち 幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接	
	女性 B ○ 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成27年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。		
	○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準) 身 長 おおむね160cm以上(女性はおおむね150cm以上) 体 重 おおむね47kg以上(女性は43kg以上) 胸 囲 おおむね78cm以上(男性のみ) 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色 覚 職務執行に支障がないこと。 聴 力 正常であること。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。		
小・中学校 事務職員	○ 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 ○ 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	○ 第1次試験 ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ○ 第2次試験 ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査	

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ () は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	60人程度	(220) 826	(150) 571	69.1	(55) 301	(29) 127	(25) 74	7.7	(20) 63
警察事務	4人程度	(41) 62	(30) 45	72.6	(12) 17	(6) 8	(3) 4	11.3	(2) 3
環境行政	2人程度	(2) 23	(2) 14	60.9	(1) 5	(1) 5	(0) 2	7.0	(0) 2
化学	4人程度	(6) 36	(4) 23	63.9	(0) 17	(0) 9	(0) 4	5.8	(0) 4
農業	5人程度	(11) 41	(6) 25	61.0	(4) 20	(2) 11	(1) 5	5.0	(1) 5
林業	3人程度	(6) 18	(5) 13	72.2	(2) 9	(1) 7	(1) 4	3.3	(1) 4
水産	1人程度	(1) 16	(1) 13	81.3	(0) 6	(0) 4	(0) 1	13.0	(0) 1
建築	2人程度	(5) 14	(5) 11	78.6	(3) 9	(3) 5	(1) 2	5.5	(0) 1
総合土木	20人程度	(8) 70	(5) 50	71.4	(4) 35	(2) 20	(1) 17	2.9	(1) 14
計		(300) 1,106	(208) 765	69.2	(81) 419	(44) 196	(32) 113	6.8	(25) 97

イ 上級試験－特別募集・土木－

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
土木	5人程度	(8) 87	(6) 49	56.3	—	(2) 23	(1) 9	5.4	(1) 8

ウ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(11)	(10)	82.4	(5)	(1)	14.0	(1)
		34	28		14	2		2
警察事務	1人程度	(8)	(8)	90.0	(5)	(1)	4.5	(1)
		10	9		6	2		2
計		(19) 44	(18) 37	84.1	(10) 20	(2) 4	9.3	(2) 4

エ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	5人程度	(27) 59	(25) 51	86.4	(6) 21	(4) 6	8.5	(4) 5

オ 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人	
県 内	A(第一回)	40人程度	552	354	64.1	305	43	8.2	28
	A(第二回)	10人程度	156	119	76.3	77	11	10.8	10
	B	12人程度	96	89	92.7	73	13	6.8	13
	計		804	562	69.9	455	67	8.4	51
県 外	A	若干人	—	18	—	12	2	9.0	2
	B	若干人	—	58	—	42	14	4.1	11
	計		—	76	—	54	16	4.8	13

カ 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
A(第一回)	10人程度	135	59	43.7	51	11	5.4	9
A(第二回)	3人程度	24	19	79.2	16	3	6.3	3
B	3人程度	34	28	82.4	24	5	5.6	4
計		193	106	54.9	91	19	5.6	16

キ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最終 合格者 数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	福岡県	4	3	2	66.7	0	—	0
	熊本県	4	2	2	100.0	1	4.0	1
	宮崎県	7	5	3	60.0	1	7.0	1
	鹿児島県	3	2	1	50.0	0	—	0
	小計	18	12	8	66.7	2	9.0	2
警察官 B	石川県	7	6	3	50.0	1	7.0	1
	福井県	14	8	3	37.5	1	14.0	1
	福岡県	13	9	8	88.9	4	3.3	3
	熊本県	12	7	5	71.4	3	4.0	1
	宮崎県	11	11	7	63.6	5	2.2	5
	鹿児島県	1	1	1	100.0	0	—	0
小計	58	42	27	64.3	14	4.1	11	
合計		76	54	35	64.8	16	4.8	13

2 身体障害者を対象とした職員採用試験

(1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平26. 5. 7	平26. 8. 1～ 9.10 (郵送・持参・インターネット)	平26.10.19	平26.10.31

(2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和55年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>エ 介助・介護者なしに受験可能な者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>・教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分</p> <p>・作文試験 60分</p> <p>・口述試験 個別面接</p> <p>・適性検査</p>

(3) 試験の実施状況

※ () 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(5) 11	(5) 11	100.0	(2) 2	5.5	(2) 2
小・中学校事務	2人程度	(4) 7	(4) 7	100.0	(1) 2	3.5	(0) 1

※なお、申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望で当該試験区分を志望している者を含む。

3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	—	—	—	—	—
次長および その相当職	2	—	—	—	2
課長および その相当職	7	2	1	—	10
課長補佐および その相当職	9	3	—	—	12
副主幹および その相当職	16	9	1	—	26
主事、技師および その相当職	78	23	2	120	223
技能労務職	—	—	—	—	—
計	112	37	4	120	① 273

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	—
警 視 (課長相当職)	3
警 部	7
警 部 補	2
巡 査 部 長	3
巡 査	8
計	② 23

合計 (①+②)	296
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判 定 員	3	3	管 理 栄 養 士	1	1
児 童 指 導 員	2	2	歯 科 衛 生 士	2	2
児 童 福 祉 司	3	3	保 健 師	8	8
保 育 士	2	1	専 任 教 員	1	1
職 業 訓 練 指 導 員	1	1	文 化 財 保 護 技 術 者	1	1
企 業 庁 水 道 技 術 者	1	1	司 書	6	6
学 芸 員	1	1	少 年 補 導 職 員	1	1
学 芸 技 師	1	1	航 空 整 備 士	1	1
工 業 技 術 セ ン タ ー 技 師	3	3	サイバー犯罪捜査官	2	2
医 師	3	3	育休代替任期付職員(一般事務)	8	8
歯 科 医 師	1	1	育休代替任期付職員(退職警察官再採用)	2	2
獣 医 師	5	5	計	59	58

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	22	22	視 能 訓 練 士	3	1
歯 科 医 師	1	1	言 語 聴 覚 士	8	2
薬 剤 師	2	2	看 護 師	87	83
臨床検査技師	2	1	医 療 事 務	15	5
臨床工学技士	6	2	医療ソーシャルワーカー	8	1
理学療法士	11	2			
作業療法士	10	4	計	175	126

注 委任分は、職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

(人)

職 部 局	一 般 職 員				
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部 長 お よ び そ の 相 当 職	7	—	—	2	9
次 長 お よ び そ の 相 当 職	18	3	1	1	23
課 長 お よ び そ の 相 当 職	43	7	—	4	54
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	78	6	3	8	95
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	62	19	6	18	105
計	208	35	10	33	① 286

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	8
警 視 (課長相当職)	16
警 部	15
警 部 補	4
巡 査 部 長	—
計	② 43

合計 (①+②)	329
----------	-----

第3 給 与 関 係 事 務

1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成26年10月17日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

(1) 職員給与等実態調査

平成26年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

ア 部局別・給料表別職員数

（単位：人）

部局 給料表	知 事	警 察	教 育 委 員 会	議 会	監 査 員	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	高 等 学 校 等	小 学 校 小 学 校 等 中 学 校	計
行 政 職	2,306	242	134	27	14	9	6	204	319	3,261
警 察 職	-	2,239	-	-	-	-	-	-	-	2,239
研 究 職	210	17	-	-	-	-	-	-	-	227
医 療 職 (1)	20	-	-	-	-	-	-	-	-	20
医 療 職 (2)	133	1	-	-	-	-	-	8	15	157
医 療 職 (3)	100	2	2	-	-	-	-	-	-	104
福 祉 職	70	-	-	-	-	-	-	-	-	70
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	3,045	-	3,063
小・中 学 校 等 教 育 職	-	-	23	-	-	-	-	-	7,067	7,090
技 能 労 務 職	55	12	1	-	-	-	-	86	-	154
計	2,894	2,513	178	27	14	9	6	3,343	7,401	16,385

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の教職員40人（小学校および中学校等教育職37人、行政職3人）を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない。（以下表エ②を除き表スまでにおいて同じ。）

イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

（単位：%）

区 分 給料表	学 歴 別 構 成 比				性 別 構 成 比	
	中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒	男	女
行 政 職 給 料 表	-	18.3	15.2	66.5	71.5	28.5
警 察 職 給 料 表	0.1	46.1	2.7	51.1	93.2	6.8
研 究 職 給 料 表	-	4.0	7.5	88.5	81.5	18.5
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	90.0	10.0
医 療 職 給 料 表 (2)	-	0.6	26.8	72.6	49.0	51.0
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	41.3	58.7	4.8	95.2
福 祉 職 給 料 表	-	2.9	37.1	60.0	57.1	42.9
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	2.0	3.3	94.7	60.3	39.7
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	-	8.2	91.8	48.6	51.4
技 能 労 務 職 給 料 表	36.4	56.5	7.1	-	66.9	33.1
計	0.4	10.9	8.4	80.3	61.9	38.1

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

年齢階層 \ 職 種	職 種		職 種			警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	4.7	5.5	5.6	3.7	6.5	11.8	6.2
25 ～ 29	10.3	10.9	12.7	9.1	14.3	14.3	12.3
30 ～ 34	8.3	8.3	9.9	6.8	11.2	17.2	10.5
35 ～ 39	11.2	11.4	9.2	10.1	8.7	15.3	10.5
40 ～ 44	15.9	16.6	10.8	13.7	9.5	10.6	12.0
45 ～ 49	16.3	16.2	14.1	17.4	12.7	8.8	14.0
50 ～ 54	16.3	15.1	19.7	21.8	18.8	10.1	17.6
55 ～ 59	16.9	16.0	18.0	17.4	18.3	11.9	16.9
60 ～	0.1	-	-	-	-	-	0.0
計	3,993	3,261	10,153	3,063	7,090	2,239	16,385

エ 職員の平均給与月額

①給与項目別平均給与額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一般職員	平成26年4月	343,115	10,342	22,586	376,043	0.85 (△0.29)
	平成25年4月	340,031 (343,949)	10,570	22,287 (22,600)	372,888 (377,119)	
全職員	平成26年4月	360,859	9,438	23,021	393,318	0.10 (△0.73)
	平成25年4月	360,271 (363,333)	9,696	22,955 (23,179)	392,922 (396,208)	

注1 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

2 () 内の額は、平成23年度から平成25年度までにおける職員の給与の特例に関する条例による減額前の額である。

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
行 政 職	歳	円	円	円	円
行政職	43.1	339,431	10,526	22,240	372,197
警察職	38.8	324,255	13,801	20,748	358,804
研究職	44.6	367,713	13,170	23,827	404,710
医療職(1)	44.1	430,573	8,950	74,333	513,856
医療職(2)	44.6	350,688	8,102	22,324	381,114
医療職(3)	45.3	354,757	4,111	22,058	380,925
福祉職	43.8	359,486	9,579	22,708	391,773
高校等教育職	45.0	394,630	9,932	24,858	429,420
小中学校等教育職	42.8	367,823	7,339	23,189	398,351
技能労務職	51.7	350,485	9,289	21,946	381,720

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

②再任用職員(フルタイム勤務)の給与項目別平均給与額

給与項目	区分	一 般 職 員 (教育職員および警察職員を除く。)	全 職 員
		円	円
給 料		205,559	232,876
地 域 手 当		12,539	14,444
計		218,098	247,320

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,261人	人 249	人 415	人 690	人 832	人 355	人 526	人 129	人 48	人 17
	% 7.6	% 12.7	% 21.2	% 25.5	% 10.9	% 16.1	% 4.0	% 1.5	% 0.5
警察 2,239	257	373	464	683	321	50	49	25	17
	11.5	16.7	20.7	30.5	14.3	2.2	2.2	1.1	0.8
研究 227	0	55	130	36	6	—	—	—	—
	0.0	24.2	57.3	15.9	2.6	—	—	—	—
医療(1) 20	8	0	4	8	—	—	—	—	—
	40.0	0.0	20.0	40.0	—	—	—	—	—
医療(2) 157	1	4	45	17	54	31	5	—	—
	0.6	2.5	28.7	10.8	34.4	19.7	3.2	—	—
医療(3) 104	0	8	15	32	34	15	—	—	—
	0.0	7.7	14.4	30.8	32.7	14.4	—	—	—
福祉 70	4	22	4	35	4	1	—	—	—
	5.7	31.4	5.7	50.0	5.7	1.4	—	—	—
高校 3,063	11	2,865	102	69	(特2) 16	—	—	—	—
	0.4	93.5	3.3	2.3	(特2) 0.5	—	—	—	—
小中学校 7,090	0	6,334	373	339	(特2) 44	—	—	—	—
	0.0	89.3	5.3	4.8	(特2) 0.6	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級の無いことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,168	円 340,657	人 597	円 337,024
1年未満		29	179,134	8	144,500
1年以上 2年未満		38	184,358	8	148,500
2年以上 3年未満		61	191,046	13	154,831
3年以上 5年未満		126	203,353	9	166,556
5年以上 7年未満		106	224,183	17	185,153
7年以上 10年未満		119	248,282	31	205,439
10年以上 15年未満		245	289,002	42	240,805
15年以上 20年未満		281	335,244	57	291,200
20年以上 25年未満		404	374,879	91	331,505
25年以上 30年未満		308	404,953	76	372,554
30年以上 35年未満		317	426,592	83	396,120
35年以上		134	442,854	162	418,273

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		7,629 人	受給者1人当たり扶養親族数	
扶養親族数	配偶者	4,369		2.1 人
	一人目	職員に配偶者なし	287	全職員1人当たり扶養親族数
		職員に配偶者あり	6,158	
	その他	5,242	全職員1人当たり扶養手当額	
	合計	16,056		9,438 円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	18 人	69 人	192 人	316 人	113 人	387 人	381 人	1,476 人	62,095 円

ケ 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			17.1%	15.0%	6.1%
人員		16,385 人	16 人	20 人	16,349 人
構成比		100.0 %	0.1 %	0.1 %	99.8 %
平均手当月額		23,021 円	60,045 円	74,333 円	22,922 円

コ 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上250km未満	250km以上400km未満	400km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者	83 人	2 人	0 人	10 人	5 人	1 人	0 人	0 人	0 人	101 人	26,386 円

サ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	1,967 人	全職員 1 人当たり手当額	3,467 円
		住居手当受給者の平均家賃額	60,826 円

シ 職員の寒冷地手当の支給状況

世帯等の 区分	世帯主である職員		その他の職員	合 計	手当受給者 1 人当たり 平均手当月額
	扶養親族あり	その他の世帯主			
受給者	12 人	5 人	12 人	29 人	12,170 円

注 平成 26 年 3 月分の寒冷地手当の支給状況である。

ス 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	対 全 職 員 比	対 受 給 者 比
支給を受けている者	15,064 人	91.9 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,324	14.2	15.4
交通用具のみ利用者	11,492	70.1	76.3
自動車使用者	10,974	67.0	72.9
自転車等使用者	518	3.2	3.4
交通機関・交通用具併用者	1,248	7.6	8.3
自動車との併用者	1,024	6.2	6.8
自転車等との併用者	224	1.4	1.5
受給者1人当たりの手当額	10,996円		
全職員1人当たりの手当額	10,111円		

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職 員 数	割 合	累 積 割 合
10,000円以下	1,651 (702)	46.2 %	46.2 %
10,001円以上 12,000円以下	262 (121)	7.3	53.6
12,001円以上 14,000円以下	251 (87)	7.0	60.6
14,001円以上 16,000円以下	130 (20)	3.6	64.2
16,001円以上 18,000円以下	257 (99)	7.2	71.4
18,001円以上 20,000円以下	184 (79)	5.2	76.6
20,001円以上 22,000円以下	234 (109)	6.6	83.1
22,001円以上 24,000円以下	262 (133)	7.3	90.5
24,001円以上 26,000円以下	76 (18)	2.1	92.6
26,001円以上 28,000円以下	121 (65)	3.4	96.0
28,001円以上 30,000円以下	27 (12)	0.8	96.8
30,001円以上 32,000円以下	53 (15)	1.5	98.2
32,001円以上 34,000円以下	16 (6)	0.4	98.7
34,001円以上 36,000円以下	23 (13)	0.6	99.3
36,001円以上 38,000円以下	7 (2)	0.2	99.5
38,001円以上 40,000円以下	4 (0)	0.1	99.6
40,001円以上 42,000円以下	8 (1)	0.2	99.9
42,001円以上 44,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
44,001円以上 46,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
46,001円以上 48,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
48,001円以上 50,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
50,001円以上 52,000円以下	1 (1)	0.0	99.9
52,001円以上	2 (1)	0.1	100.0
計	3,571(1,484)	100.0	—
平均所要額	13,418円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布

(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	2,033 (293)	16.9 %
5km以上 10km未満	3,379 (211)	28.2
10km以上 14km未満	2,064 (120)	17.2
14km以上 18km未満	1,533 (94)	12.8
18km以上 22km未満	1,027 (85)	8.6
22km以上 26km未満	722 (62)	6.0
26km以上 30km未満	375 (23)	3.1
30km以上 34km未満	294 (18)	2.5
34km以上 38km未満	161 (11)	1.3
38km以上 42km未満	154 (21)	1.3
42km以上 46km未満	91 (17)	0.8
46km以上 50km未満	55 (21)	0.5
50km以上 54km未満	42 (15)	0.4
54km以上 58km未満	23 (10)	0.2
58km以上 62km未満	16 (8)	0.1
62km以上	29 (15)	0.2
計	11,998 (1,024)	100.0
平均使用距離	13.6 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	452 (204)	60.9 %
5km以上 10km未満	165 (16)	22.2
10km以上 15km未満	72 (2)	9.7
15km以上 20km未満	31 (2)	4.2
20km以上 25km未満	14 (0)	1.9
25km以上 30km未満	4 (0)	0.5
30km以上	4 (0)	0.5
計	742 (224)	100.0
平均使用距離	5.9 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

セ 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	27			19	7		1	
警察職給料表	8				2	5		1
研究職給料表	1			1				
医療職給料表(2)	1			1				
福祉職給料表	1			1				
高等学校等教育職給料表	96	4	92					
小学校および中学校等 教育職給料表	32		32					
技能労務職給料表	32							
給料表計	198							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	132		1	88	43			
警察職給料表	3			1	2			
研究職給料表	12		6	4	2			
医療職給料表(2)	1				1			
医療職給料表(3)	1					1		
福祉職給料表	2		1	1				
高等学校等教育職給料表	4		4					
技能労務職給料表	14							
給料表計	169							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

(2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 26 年 4 月現在における民間給与の実態について調査した。

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 606 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

ウ 調査実人員

初任給関係 307 人（行政職に相当する調査実人員 235 人）、初任給関係以外の調査職種 5,499 人（行政職に相当する調査実人員 4,827 人。なお、調査該当職種（母集団）の推定数は 39,551 人であり、行政職に相当するものは 32,071 人である。）

エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	20	54	13	16	17	120

注 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が 8 所あった。

オ 調査結果の概要

① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成 26 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	7	53.0	731,022	0	731,022
工 場 長	11	51.9	637,972	0	637,972
事 務 部 長	93	52.6	626,757	6,685	620,072
技 術 部 長	111	51.6	682,035	72	681,963
事 務 部 次 長	22	50.6	552,875	912	551,963
技 術 部 次 長	25	47.9	491,427	781	490,646
事 務 課 長	234	49.3	526,578	4,736	521,842
技 術 課 長	303	47.4	534,697	3,802	530,895
事 務 課 長 代 理	56	45.7	413,725	30,122	383,603
技 術 課 長 代 理	51	45.7	438,155	29,835	408,320
事 務 係 長	432	45.0	478,236	77,614	400,622
技 術 係 長	371	42.1	463,059	54,569	408,490
事 務 主 任	164	42.1	375,044	55,726	319,318
技 術 主 任	381	42.2	497,172	103,850	393,322
事 務 係 員	1,332	37.9	310,985	36,450	274,535
技 術 係 員	1,234	34.4	340,587	52,632	287,955

② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	189,924	190,344	185,418	※198,333
	短大卒	※166,426	※168,600	※162,500	-
	高校卒	159,791	X	※159,022	X
新卒技術者	大学卒	191,707	※199,219	188,059	※185,000
	短大卒	175,207	※174,456	※176,812	-
	高校卒	154,446	※161,404	※148,890	X
計	大学卒	190,680	193,423	186,786	※193,000
	短大卒	172,161	172,500	※171,478	-
	高校卒	156,467	※162,719	153,409	※154,000

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

3 「※」は、調査事業所が5事業所以下である。

③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する			配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
	配偶者の手当を見直し予定がある	配偶者の手当を見直し予定がない			
83.1%	(97.3%)	[6.9%]	[93.1%]	(2.7%)	16.9%

注1 () 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,392 円
配偶者と子1人	18,525 円 (5,133 円)
配偶者と子2人	23,389 円 (4,864 円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

2 () 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

その1 交通用具使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
99.7%	(7.9%)	(84.6%)	-	(7.5%)	0.3%

注 支給形態の () 内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 距離段階別定額制における支給月額

距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	3,952 円	7,356 円	14,078 円	20,251 円	26,090 円	30,686 円	34,723 円

⑤ 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)		362,434 円	277,930 円
	上 半 期 (A 2)		366,320	286,734
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)		693,964	533,298
	上 半 期 (B 2)		808,610	555,906
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1/A 1)		1.91 月分	1.92 月分
	上 半 期 (B 2/A 2)		2.21	1.94
	年 間 計		4.12	3.86
年 間 の 平 均			4.12 月分	

注1 下半期とは、平成25年8月から平成26年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	28.1 %	(16.7) %	(83.3) %	- %	71.9 %
高 校 卒	15.1	(15.1)	(84.9)	-	84.9

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	32.5 %	11.0 %	- %	56.5 %
課 長 級	27.1	11.6	-	61.3

注 ベースアップの慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	86.3 %	85.3 %	36.1 %	5.3 %	43.9 %	1.0 %	13.7 %
課長級	83.0	81.9	29.2	5.4	47.3	1.1	17.0

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における定期昇給制度の状況

項目 役職段階	昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度なし
課長級	87.0	36.3	83.0	52.5	13.0

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における賞与の考課査定分の配分状況

項目	係員級		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
平成25年冬季	49.3 %	50.7 %	41.4 %	58.6 %	40.1 %	59.9 %

⑪ 民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況

給与の支給額が 異なる	給与種目(複数回答)				給与の支給額が 同じ
	基本給	地域(都市)手当	住宅手当	その他	
42.4%	5.1%	24.4%	19.0%	0.9%	57.6%

注 他の事業所が滋賀県以外の都道府県に所在する事業所を100とした割合である。

⑫ 民間における単身赴任手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	88.0%
支給しない	12.0%
単身赴任手当の支給方法が一律定額の 事業所における平均支給月額	39,905円

注 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

⑬ 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
88.7%	(6.3%)	(56.9%)	(21.9%)	(13.3%)	(1.6%)	14.4回	11.3%

注1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、単身赴任手当および賃金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

⑭ 民間における公的年金が支給されない再雇用者の単身赴任手当の取扱い

(平成25年職種別民間給与実態調査)

転居を伴う異動がある	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	転居を伴う異動がない
	%	%	%	
28.3	(86.7)	(13.3)	-	71.7

注1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 26 年 4 月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費		26,900 円	37,520 円	46,810 円	56,110 円	65,410 円
住居関係費		38,920	44,540	38,680	32,830	26,970
被服・履物費		3,810	7,970	8,220	8,480	8,730
雑費 I		28,780	46,400	62,970	79,550	96,140
雑費 II		6,580	19,800	21,800	23,790	25,780
計		104,990	156,230	178,480	200,760	223,030

注 1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯)における平成26年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成26年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費 I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費 II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

(4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成26年10月17日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

別記第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 職員の給与

本委員会が、平成26年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員 9,024 人、県費負担市町立学校教職員 7,361 人、合計 16,385 人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は 3,261 人で、その平均給与月額 は 372,197 円（給料 339,431 円、扶養手当 10,526 円、地域手当 22,240 円）であり、平均年齢は 43.1 歳（男性 44.3 歳、女性 40.2 歳）、性別構成は男性 71.5%、女性 28.5%、学歴別構成は大学卒 66.5%、短大卒 15.2%、高校卒 18.3%となっている。

また、全職員の平均給与月額は 393,318 円（給料 360,859 円、扶養手当 9,438 円、地域手当 23,021 円）であり、その平均年齢は 42.9 歳（男性 43.2 歳、女性 41.1 歳）、性別構成は男性 61.9%、女性 38.1%、学歴別構成は大学卒 80.3%、短大卒 8.4%、高校卒 10.9%、中学卒 0.4%である。

2 民間の給与

県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の606事業所から、層化無作為抽出法により抽出した128の事業所について、人事院と共同して行った「平成26年職種別民間給与実態調査」の結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員5,499人の給与について調査した。

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	1 9 0, 6 8 0 円
	短 大 卒	1 7 2, 1 6 1 円
	高 校 卒	1 5 6, 4 6 7 円

注 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(3) 家族(扶養)手当

民間事業所における家族(扶養)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,392円
配偶者と子1人	18,525円
配偶者と子2人	23,389円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

(4) 通勤手当

民間事業所における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況を調査したところ、距離段階別定額制における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

距離(片道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	3,952円	7,356円	14,078円	20,251円	26,090円	30,686円	34,723円

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額との4.12月分となっている。

3 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員(新規採用者を除く。平均年齢43.6歳)と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員(新規採用者を除く。)について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして1,784円(0.45%)下回っていることが明らかとなった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B)
394,366円	392,582円	1,784円 (0.45%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

注2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

4 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は107.9であった。

また、同年の47都道府県の平均は107.4、近畿6府県は101.2~108.7であった。

5 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で3.4%、大津市で3.3%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ156,230円、178,480円および200,760円となった。

6 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月7日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告および勧告を行った。また、併せて、公務員

人事管理について報告を行った。
これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

7 むすび

(1) 民間給与との較差等に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

まず、現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら引上げ改定を行った国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

一方、地域手当については、本年4月1日現在、東京都特別区に在勤する職員は17.1%、県内に勤務する職員は6.1%の割合で支給されているところであるが、同年4月1日以降、本年の公民較差(0.45%)および給料表の引上げ改定を考慮し、それぞれ0.2%ずつ引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

通勤手当については、自動車を使用する場合の手当額について、人事院勧告、民間事業所や他の都道府県の支給状況および本県の実情を考慮の上、改定する必要がある。各使用距離区分の手当額は、次のとおりとすることが適当である。

使用距離 (片道)	手当額
片道5キロメートル未満	3,900円
片道5キロメートル以上10キロメートル未満	5,700円
片道10キロメートル以上14キロメートル未満	8,100円
片道14キロメートル以上18キロメートル未満	10,500円
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	15,300円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	17,700円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	20,100円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	22,500円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	24,400円
片道42キロメートル以上46キロメートル未満	25,900円
片道46キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
片道50キロメートル以上54キロメートル未満	28,900円
片道54キロメートル以上58キロメートル未満	30,400円
片道58キロメートル以上62キロメートル未満	31,600円
片道62キロメートル以上	32,800円

改定の実施時期については、この改定が手当額を引き下げる内容を含むものであることから、平成27年1月1日とすることが適当である。

寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員の冬期間における暖房用燃料費等生計費の増嵩分を補填する趣旨の手当として、国の制度に準じて設けられたものであるが、人事院は、本年の勧告において支給地域を改定しており、それに伴い、滋賀県内の市町は、国家公務員の寒冷地手当の支給地域から除外されたところである。寒冷地手当については、これまでから国に準じてきたところであり、県内に支給地域が存在しなくなることから、平成27年4月以降、同手当を廃止することが適当である。なお、廃止にあたっては、国に準じた経過措置を講ずることが適当である。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

(2) 給与制度の総合的見直しのための給与改定

国家公務員の給与制度については、平成18年度からの給与構造改革において、地域における給与水準の是正、年功的な給与上昇の抑制等を行うため、全般的な改革が実施されてきたところであるが、一層取り組むべき課題に対応するため、本年、人事院は、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分等を内容とする「給与制度の総合的見直し」につい

て報告および勧告を行った。

本委員会は、この給与制度の総合的見直しについて、地方公務員法の均衡の原則に基づいて、必要な対応を検討してきたところであるが、従来から、給料表をはじめ本県の給与制度全体が、給与構造改革も踏まえ、国に準拠することを基本として構築されてきたことなどを考慮すれば、本県においても、国に準じて見直しを実施し、その上で、民間給与の水準との均衡を図っていくことが必要であると考えられる。

そこで、各給料表については、人事院が勧告した平成27年4月以降の国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。なお、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した給料表のとおり改定することが適当である。

給料表の水準が下がることによる激変緩和のため、国に準じて、平成30年3月31日までの3年間、経過措置を講じることが適当である。

地域手当については、基本的には国に準じた制度とする必要があるが、県内に勤務する職員の支給割合については、本県の実情を踏まえ、これまでと同様、県内一律の支給割合とし、7.5%に引き上げることが適当である。また、東京都特別区に在勤する職員および特例措置が講じられている医療職給料表(1)適用職員の支給割合については、人事院勧告に準じて引き上げることが適当である。

この改定は平成27年4月1日から実施することが適当である。ただし、同日から平成30年3月31日までの間における支給割合は、改定後の支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とし、給料表改定の経過措置の解消や公民較差の状況などを踏まえて、段階的に引き上げることが適当である。なお、平成27年度の支給割合は、県内に勤務する職員については6.3%、東京都特別区に在勤する職員については17.3%、特例措置が講じられている医療職給料表(1)適用職員については15%とすることが適当である。

なお、人事院は、見直し初年度における地域手当等の改正原資を得るため、平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制することを勧告したところであるが、本県においては、平成27年度の地域手当の支給割合をあらかじめ引き上げることとはしないため、昇給抑制を行う必要はないものと考えられる。

なお、給料表および地域手当の見直しの完成時点における民間給与との均衡を図る方法として、給料表の水準調整を行うことについて検討する必要がある。

単身赴任手当については、民間における支給状況等を踏まえ基礎額および加算額の引上げと加算額の距離区分の増設を行うこととした人事院勧告に準じて、改定を行うことが適当である。

管理職員特別勤務手当については、人事院勧告に準じて、災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合について支給することが適当である。

(3) 人事評価制度の確立

職員の士気の高揚や組織の活性化を図るため、新たな人事評価制度の早期確立の必要性について言及してきたところであるが、本年5月の地方公務員法の改正では、能力・実績に基づく人事管理の観点から、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされており、人事評価制度の導入と、その目的を実現するための制度設計は喫緊の課題である。

任命権者においては、地方公務員法の改正に適切に対応するために、公平性・公正性等が担保された人事評価制度の早期確立に向けた取組を進める必要がある。

(4) 時間外勤務の縮減

長時間にわたる時間外勤務は、職員の心身両面の健康を害するおそれがあり、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重大な課題であるため、これまでもその縮減に努められるよう繰り返し任命権者に要請してきたところである。

本県においては、定時退庁日の設定や勤務時間の割り振り変更の弾力的運用、時間外勤務の縮減に向けた取組事項の策定など、様々な取組が行われているが、十分な成果を上げるまでには至っていないため、一層実効ある取組を進める必要がある。

また、時間外勤務の縮減には組織をあげた取組が必要であるため、管理職員はこれまで以上に、業務の進捗状況の把握を行うなど、職員の適正な勤務時間管理を徹底する必要がある。また、職員一人ひとりにおいては計画的かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。

本委員会としても、労働基準法第36条第1項に規定する協定の遵守状況を確認し、必要な指導を行うなど、時間外勤務の縮減に取り組むこととする。

(5) 働きやすい職場環境づくり

任命権者は、すべての職場において良好なコミュニケーションが保たれ、明るく活気に満ちた働きやすい職場環境づくりに努めることが重要である。また、能力・実績に基づく人事管理を進めていく上でも、職員が能力を十分に発揮し、効率的に業務を遂行できる職場環境の整備は不可欠である。

中でも、近年、公務の複雑化や多様化が進む中で、職員の仕事上のストレスも増大する傾向にあり、職員のメンタルヘルス対策は重要な課題となっている。メンタルヘルス対策は、心の病を持つ職員だけを対象とするものではなく、すべての職員の心の健康の保持・増進を図ることが大切である。心の病の予防をはじめ、その早期発見、職場復帰の支援等、引き続きメンタルヘルス対策の充実に努める必要がある。

また、職場におけるハラスメントについては、これまでから、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止に関する指針の策定や相談窓口の整備等の取組が進められてきたところであるが、その防止に一層努める必要がある。

(6) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

職員の意欲・能力を最大限に引き出し、それを組織として生かすことができる勤務環境を整備することは重要な課題であり、本県では、課長補佐級以上の管理職に占める女性比率を平成30年4月に10%以上とすることを目標に掲げるなど、任命権者において、女性管理職員の登用と中長期的な育成に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に種々取り組まれてきたところである。多様な視点を施策構築や事業運営に活かすためにも、県政の様々な分野で女性職員がその能力を発揮することが求められており、女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努めるとともに、女性の活躍推進のために必要な取組について検討を進める必要がある。

また、男女共同参画を推進するため、本県においてもこれまでから男性職員の育児休業取得促進のため、様々な措置が講じられてきたところであるが、引き続き、男性職員の育児休業取得の促進に努めていく必要がある。

(7) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、当面は現行の再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされており、人事院においては、再任用職員の人事管理や給与の在り方等について検討が行われているところである。本県においても、国の動向に留意しつつ、再任用制度の適切な運用を図っていく必要がある。

特に、再任用職員の給与の在り方について、人事院は、民間企業における公的年金が支給されない再雇用者の給与水準の動向を注視するとともに、各府省における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、諸手当の取扱いを含め、必要な検討を行っていくとしており、引き続きその動向に留意する必要がある。

なお、人事院は本年、転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ、再任用職員に対する単身赴任手当の支給を勧告しており、本県においても国に準じて措置することが適当である。

(8) 臨時・非常勤職員の勤務条件

地方公共団体において、多様化・高度化する行政ニーズに対応し、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うために、任期付職員やいわゆる臨時・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態が活用されているが、本県においても、臨時教職員や臨時的任用職員、非常勤嘱託員等の形態での任用が行われ、公務運営において不可欠の存在となっている。これら臨時・非常勤の職員の給与・休暇等の勤務条件については、任命権者において漸次改善が図られてきたところであるが、これらの職員が高い意欲を維持し、その能力を十分に発揮することができるよう、引き続き適正な処遇の確保に努めていくことが重要である。

本年7月の総務省自治行政局公務員部長通知では、臨時・非常勤職員等の任用について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件が確保できるよう、改めて留意すべき事項が示されたところである。任命権者においては、臨時・非常勤のそれぞれの職について、任用の実態が通知の趣旨に照らし適切なものか再確認を行うなど、適切に対応する必要がある。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げ等を行うとともに、給与制度について国と同様に総合的見直しを行う内容の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別記第 2

勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 民間給与との較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

給料表については、別表第 1 のとおり改定することとし、平成26年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定することとし、平成26年 4 月 1 日から実施すること。

イ 通勤手当については、自動車を使用する場合の額の限度を月額 32,800 円とすることとし、平成27年 1 月 1 日から実施すること。

ウ 寒冷地手当については、平成27年 3 月31日をもって廃止することとし、国家公務員に対してとられる措置に準じて所要の経過措置を講じること。

エ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成26年12月期の支給割合

a bおよびc以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.825 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.375 月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.025 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.475 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

(イ) 平成27年 6 月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.75 月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.35 月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.45 月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.55 月分とすること。

(ウ) 実施時期

(ア)については平成26年12月 1 日から、(イ)については平成27年 4 月 1 日から実施すること。

オ 単身赴任手当については、再任用職員に対して、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて単身赴任手当を支給することとし、平成27年 4 月 1 日から実施すること。

2 給与制度の総合的見直しのための給与改定

(1) 給料表

1 の(1)による改定後の給料表について、別表第 2 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 地域手当について

(ア) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、次に定める割合とすること。

a 1 級地 100 分の 20

b 2 級地 100 分の 7.5

(イ) 特例の対象となっている医療職給料表(1)の適用を受ける職員について、地域手当の支給割合を、当分の間、100 分の 16 とすること。

イ 単身赴任手当については、基礎額および職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応

じて加算することとされている額の限度を、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

ウ 管理職員特別勤務手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

(3) 実施時期

平成27年4月1日から実施すること。

(4) 経過措置等

ア (1)について、平成30年3月31日までの間、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて経過措置を講ずること。

イ (2)ア、イについては、平成30年3月31日までの間、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて特例措置を講ずること。

※別表（第1および第2）省略

2 給与改定等の概要

平成26年10月17日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、平成26年11月定例県議会に提案され、同年12月19日に可決成立し、同月26日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

(1) 改定の内容

① 公民較差等に基づく改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 地域手当 支給割合を0.2ポイント引上げ

東京都：17.1%→17.3%、県内：6.1%→6.3%（人事委員会規則の改正による）

ウ 期末・勤勉手当 年間支給月数 3.95月→4.10月

エ 通勤手当 自動車使用距離の区分に応じて△300円から+1,700円の幅で改定

オ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の最高支給月額を引上げ

医療職給料表(1)適用職員：410,900円→411,200円

上記以外：50,000円→50,300円

カ 寒冷地手当 国の見直しを受け廃止（国に準じて経過措置）

キ 単身赴任手当 再任用職員を支給対象とする

② 給与制度の総合的見直しのための改定

ア 給料表 国に準じて引下げ改定（国に準じて3年間の現給保障を実施）

イ 地域手当 支給割合を段階的に引上げ

（括弧内は人事委員会規則で定める平成27年度の支給割合）

東京都：20%（17.3%）、県内：7.5%（6.3%）、医師16%（15%）

ウ 単身赴任手当 基礎額：23,000円→30,000円、加算額：引上げと距離区分の増設

エ 管理職員特別勤務手当 災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に手当を支給

(2) 実施時期

・①アイオ：平成26年4月1日から実施

・①エ：平成27年1月1日から実施

・①ウ：平成26年12月1日から適用

・①カキおよび②：平成27年4月1日から実施

・①カおよび②アについて、平成30年3月31日まで経過措置

・②イウは、平成30年3月31日までの間に段階的に実施

3 給与の減額

特別職の給料月額を減額（括弧内は期末手当算出の基礎となる場合）。

知事：20%（30%）、副知事：10%（25%）、その他常勤の特別職：10%（15%）

4 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

任命権者 承認区分	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給	8 件	—	4 件	—
給料表異動	—	3 件	—	—
諸手当	4 件	3 件	2 件	—

第4 勤務時間その他の勤務条件等

1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成27年3月31日現在)

○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例(変則勤務による4週6休)

○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容	
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教員	勤務時間の割振りの特例(学習航海による22時間連続勤務)
	県立学校および市町立小・中学校	教員等	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例(振替対象期間の延長)
警察本部	本部および警察署	警察官	休日勤務時間の振替の特例(休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う)

第5 懲戒処分関係

1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 26 年 5 月 23 日
教 育 委 員 会	戒 告	平 成 26 年 5 月 23 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 26 年 6 月 17 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 26 年 7 月 16 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 26 年 8 月 21 日
知 事	免 職	平 成 26 年 10 月 31 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 26 年 11 月 13 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 26 年 12 月 4 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 27 年 1 月 26 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 27 年 3 月 27 日

第6 公平審査関係事務

1 勤務条件に関する措置の要求

平成26年度における係属事案および新規要求事案はない。

2 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	平成25年度末 係属件数	平成26年度			平成26年度末 係属件数
		申立て等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	1件	1件	3回	1件	1件
分限処分	0件	0件	0回	0件	0件
転任処分	0件	0件	0回	0件	0件

3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 服務関係	福利厚生 関 係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	2	0	2	0	3	0	7

4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成26年度中に5件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭40. 3. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	昭40. 1. 16
昭41. 9. 29	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	昭41. 9. 9
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平元. 12. 16	全教滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平元. 11. 14
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平13. 4. 13	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平12. 4. 1
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3

注 ()内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

(1) 本 庁

(平成27年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局长、理事、知事公室長、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、地域防災監、防災危機管理局长、消費生活調整監、IT統括監、子ども・青少年局长、観光交流局长、流域政策局长、課長、主席参事、副局长、地震・危機管理室長、原子力防災室長、広域連携推進室長、県民情報室長、IT企画室長、廃棄物監視取締対策室長、がん・疾病対策室長、就業支援室長、しがの魅力企画室長、観光室長、旅券室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、農業基盤管理推進室長、地域資源活用推進室長、技術管理室長、用地対策室長、交通安全対策室長、高速・幹線道路推進室長、流域治水政策室長、広域河川政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災監、介護保険室長、食の安全推進室長、国際室長、建築指導室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、秘書課、人事課および財政課の主幹および副主幹、総務事務・厚生課の主幹および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、人事課の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	教育長、理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課(健康福利室を除く。)の主幹、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、健康福利室の主幹および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

(2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、家畜検査センター所長、次長、北西部支所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、副所長、支所長、次長、課長、課長補佐
消 防 学 校	校長、教頭
東 京 事 務 所	所長、副所長、政策推進課長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長、次長
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長

機 関	職
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、総合企画統括員、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括研究員、上席総括学芸員、部長、室長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、次長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
農業技術振興センター	所長、次長、部長、室長、茶業指導所長、農業大学の校長および副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
交通事故相談所	所長
芹谷地域振興事務所	所長、次長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36.4.1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村会内	昭37.6.1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.9.1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村議会議長会内	昭44.5.1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.2.3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成26年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3号	各土木事務所（長浜土木事務所木之本支所を除く。）（7）、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所（2）、芹谷地域振興事務所、北川水源地域振興事務所	労働基準監督署
13号	各健康福祉事務所（各保健所）（6）、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護担当、彦根子ども家庭相談センター保護担当、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁薬務感染症対策課薬業振興担当、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター（信楽窯業技術試験場を除く。）、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター（機械・金属材料担当を除く。）、東北部工業技術センター機械・金属材料担当、高等技術専門校（草津校舎を除く。）、高等技術専門校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査担当、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校（3）、各高等学校（48）、各特別支援学校（寄宿舎を除く。）（15）、警察学校	人事委員会
一般官公署	本庁（事業課、森林政策課普及指導担当、薬務感染症対策課薬業振興担当および会計課各地域担当を除く。）、森林政策課普及指導担当、会計課各地域担当（6）、各環境事務所（6）、西部県税事務所（高島納税課を除く。）、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所（甲賀納税課を除く。）、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所（湖東納税課を除く。）、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所（高島支所を除く。）、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所（西部・南部森林整備事務所を除く。）（3）、各子ども家庭相談センター（中央子ども家庭相談センター保護担当および彦根子ども家庭相談センター保護担当を除く。）（2）、計量検定所、各農業農村振興事務所（6）、病害虫防除所、家畜保健衛生所、東京事務所、男女共同参画センター、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局（文化財保護課城郭調査担当を除く。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署（12）、取用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1号	企業庁浄水課（馬渕浄水場および水口浄水場を除く。）、馬渕浄水場、水口浄水場	労働基準監督署
13号	病院事業庁（小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。）、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁（浄水課を除く。）、	

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第17条第1項の規定により地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労働職員（現業職員）および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

2 職権行使の状況

平成 26 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

(1) 事業所調査

平成 27 年 2 月に、10 事業所において労働基準監督上の次の事項について実態調査を実施した。

- ① 主たる事業内容
- ② 勤務時間・休憩等
- ③ 時間外勤務
- ④ 年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況
- ⑤ 育児・介護を行う職員の状況
- ⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況
- ⑦ 宿日直勤務の状況
- ⑧ 施設および設備
- ⑨ 安全衛生管理体制
- ⑩ 健康診断
- ⑪ 事故および労働災害
- ⑫ 安全管理

加えて、平成 26 年度は次の事項について書面による全数調査を実施した。

- ① 長時間労働者への医師による面接指導の状況
- ② 宿日直勤務の状況
- ③ 安全衛生管理体制
- ④ 事故および労働災害
- ⑤ 安全管理

(2) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 26 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、10 か所（ボイラー 7 基、第一種圧力容器 7 基）である。平成 26 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

ア 検査の実施状況

種 類 検 査 別	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
性 能 検 査	7	6

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

イ 設置状況

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平26. 7. 1～平27. 6. 30	
森林政策課普及指導担当 （林業普及センター）		1	平26. 4. 1～平27. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		平26. 7. 1～平27. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平26. 7. 1～平27. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平26. 4. 1～平27. 3. 31	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平26. 7. 1～平27. 6. 30	
豊 話 学 校	1		平26. 8. 1～平27. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平26. 9. 1～平27. 8. 31	
三 雲 養 護 学 校	3		平26. 5. 1～平27. 4. 30	
10 事 業 所	7	7		

人事委員会年報（平成26年度）

発行年月	平成27年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453